一　登録品種の審査特性の概要
（削る。）
（削る。）
二・三　（略）
（品種登録証の交付）
第十四条　農林水産大臣は、品種登録をしたときは、育成者権者に登録品種の審査特性を記載した書面を添えて品種登録証を交付するものとする。
2　（略）
（従属品種を育成する方法）
第十五条　法第二十条第二項第一号の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。
一～四　（略）
五　ゲノム編集（遺伝子組換えを除く。）
（削る。）
第十六条～第十六条の四　（略）
（判定の求めの手続）
第十八条の二　法第三十五条の三第一項の規定による求めは、別記様式第九号の二によりしなければならない。
（判定に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等）
第十八条の三　法第三十五条の三第三項において準用する現地調査又は栽培試験は、同条第一項の規定により判定を求める品種の特性（同項の登録品種の審査特性に対応するものに限る。）について調査するものとする。
2　研究機構は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により法第三十五条の三第三項において準用する現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

四　登録品種の特性の概要
五　育成者権の存続期間
六　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
七・八　（略）
（品種登録証の交付）
第十四条　農林水産大臣は、品種登録をしたときは、育成者権者に登録品種の特性を記載した書面を添えて品種登録証を交付するものとする。
2　（略）
（従属品種を育成する方法）
第十五条　法第二十条第二項第一号の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。
一～四　（略）
（新設）
（農業を営む者の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物）
第十六条　法第二十一条第三項の農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物は、別表第三に掲げる種類に属する植物とする。
第十六条の二～第十六条の五　（略）
（新設）

3　法第三十五条の三第三項において準用する法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第九号の三によりしなければならない。
4　第十一条の三の規定は、法第三十五条の三第二項の規定による調査に係る手数料について準用する。この場合において、第十一条の三第四項中「別記様式第六号の三」とあるのは、「別記様式第九号の四」と読み替えるものとする。
（登録料の額等）
第十九条　法第四十五条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる金額とする。

各年の区分	金　額
第一年から第九年まで	毎年　四千五百円
第十年から第三十年まで	毎年　三万円
（削る。）	（削る。）
（削る。）	（削る。）

2～7　（略）
（登録品種の現地調査又は栽培試験の実施方法等）
第十九条の二　法第四十七条第二項の現地調査若しくは栽培試験又は同条第三項において準用する現地調査若しくは栽培試験は、登録品種の特性（当該登録品種の審査特性に対応するものに限る。）について調査するものとする。
2　研究機構は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により法第四十七条第三項において準用する現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

（登録料の額等）
第十九条　法第四十五条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる金額とする。

各年の区分	金　額
第一年から第三年まで	毎年　六千円
第四年から第六年まで	毎年　九千円
第七年から第九年まで	毎年　一万八千円
第十年から第三十年まで	毎年　三万六千円

2～7　（略）
（登録品種の栽培試験の実施方法等）
第十九条の二　法第四十七条第二項の栽培試験については、第十一条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「出願品種」とあるのは「登録品種」と、同条第三項中「法第十五条第五項」とあるのは「法第四十七条第三項において準用する法第十五条第三項」と、「別記様式第六号の二」とあるのは「別記様式第十号の二」と読み替えるものとする。
（新設）